平成２４年（フ）第７０号
新潟県上越市東城町２丁目８番47号
債務者　江島　由純
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第３６９号
静岡県田方郡函南町仁田193番地の１　大塚マンションＡ102
債務者　久保木京子
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３８４号
静岡県伊豆の国市四日町894番地　ハイツ伊豆106号
債務者　小林　聡介
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３８７号
静岡県駿東郡長泉町中土狩753番地の２　ストークハウス長泉Ｂ棟105号
債務者　立石　章人
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３９０号
静岡県御殿場市中畑2092番地の５
債務者　小林　昌浩
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３９３号
静岡県沼津市西熊堂577番地の４　レオパレスＲ１ヒルズ108号
債務者　櫻井　一行
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３１５号
愛知県岩倉市大地町蔵本８番地　86マンション305号
債務者　安達　佐織
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３７０号
愛知県岡崎市中島町字紅蓮56番地１　エミール102
債務者　海津　　愛
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
京都市中京区西ノ京円町11番地２
債務者　ドッグハートこと　内田佐惠子
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５５７号
京都府向日市寺戸町東野辺63番地の１　ラフェニーチェ201号
債務者　片山　久芳
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５５８号
京都府向日市寺戸町東野辺63番地の１　ラフェニーチェ201号
債務者　片山　悦子
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１００６号
京都市東山区東大路松原上る３丁目毘沙門町44番地　エザーンスあおい308号
債務者　武田　牧子
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１００８号
京都市山科区西野山中鳥井町49番地１　パルフェマンション507
債務者　中元　治悦
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０９９号
京都市山科区西野山中鳥井町49番地１　パルフェマンション507
債務者　中元美由紀
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１８１号
京都市伏見区小栗栖小阪町27番地　サンハイツ小栗栖Ⅱ303号
債務者　酒井　真弓
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２５７号
香川県高松市国分寺町福家甲1399番地１
債務者　平井　紀子（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１４４号
長崎県大村市玖島２丁目217番地21、前住所長崎県大村市原口町599番地　市営原口アパートＦ棟102号
債務者　川尻博太郎
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係